

目次

はじめに	1
推薦のことば	2
LDとは何ですか?	3
LD児・者を持つ親の考え方と配慮の仕方	5
LD児のためのQ & A	17
学 齢 期 (Q 1～16)	
家 庭 (Q 17～37)	
進 学 (Q 38～43)	
就 労 (Q 44～56)	
生活自立 (Q 57～64)	
用語説明	92
全国LD親の会とは?	100
全国各地の親の会と連絡先	101
親の会会員がよく利用する診断・相談機関	104
親の会の推薦図書	112

はじめに

LD（学習障害）児・者についての本は多く見られますが、親にとって必要な具体的な情報、つまり家庭での育て方、学校への対応の仕方、就労に備えて何が必要かなどは、これまで親達の口から口へ伝わり、消えてしまう情報でした。そこで私達は、多くの先輩が時間を費やした努力を正しく文字で伝え、これからLD児を育てていく親達へ伝えたいという思いからこのハンドブックを執筆しました。

またLDに対する理解は全国各地の行政体ごとに差があります。進歩的な考え方を取り入れた地域を良きサンプルとして情報をまとめ、まだこれからの地域に提示し全国の地域間格差を減らして正しい理解を広めたいと考えています。

このハンドブック作成にあたっては、LD及び周辺児と診断を受けた子を持つ親、つまりLDについてほとんど知識がない親にも理解できるように配慮して構成しました。そのために分かりやすさを第一にしました。ただしLDとは多様な状態を表す症候群ですので、全ての項目がそれぞれの子どもにあてはまる訳ではありません。ですから自分の子どもの特性にあった項目のみを抜き出して読んでいただいてもかまいません。しかし、できれば多くの子ども達が多様な困難さを持つこともあわせて理解していただきたいと思えます。

巻末には各地の親の会が利用する診断・相談機関を掲載いたしました。その観点は各地の親が受診・相談を通じた体験をもとに選んだものです。今後掲載機関のような、LDが広く、正確に理解され、安心して診断・相談が受けられる機関が増えて欲しいとの期待を込めてまとめました。

全国LD（学習障害）親の会



推薦のことば

LDは学びにくさやつまずきやすさをもった子どもたちです。LDは学習障害と呼ばれますが、障害と呼ぶにはその状態は比較的軽く、個性というにはその受ける不利は大きいのです。

こうした子どもたちへの正しい理解と適切な対応を求めて、全国の親たちが手を結び、学校や社会へ積極的に働きかけてきました。昨今、教育行政も重い腰を上げ、その親のニーズに応える動きを徐々に始めています。

「親こそ最良の教師」という言葉がありますが、子どもにとって親はずっと持ち上がっていく担任教師です。その親も、いつかはわが子を社会へ旅立たせる日が来ます。それまでに何を大切に育て、何を準備していけばよいか。親にとっては大きな課題です。

本書は、そうした親たちがLD児を理解し、育てていくために、自らが何度も反問し、必死に見つけ出してきた回答を集めたものです。

一つひとつの質問と回答は、LDへの理解や、LD児へのよりよい付き合い方を解説するだけでなく、子育ての中で、私たちは教育をどう捉え、人間として何をすれば良いのかを教えてくれている気がします。

このLD児とともに歩むなかから生まれた本書のなかに、人間として生きていく大切さと素晴らしさの源を見いだすのは私一人ではないでしょう。

日本LD学会 会長 上野 一彦

LDとは何ですか？

LDとは「Learning Disabilities」の頭文字を取ったもので、日本では、「学習障害」と通常は翻訳されています。

LD（学習障害）とは単に「学校での学習に問題がある」とか、「勉強が出来ない」という文字どおりの意味だけを指している訳ではなく、「中枢神経系の機能障害に基づく、非常に多様な症状を表す複雑な状態像」を指す言葉と理解されています。LDという言葉は日本では約10年前から特に教育界で使われ始め、それ以前は医学的なMBD（微細脳機能障害）、失語症知覚障害などの言葉が当てはめられていました。しかし、近年の一人ひとりを見直す教育の高まりを背景に、LDのように軽い発達の遅れや片寄りのある児童・生徒や成人にやっと注目が集まるようになってきました。

軽い障害のために健常の人と違和感がなく、その教育成果も同じように期待されますが、部分的にできにくいことや遅いことが残るために、仲間にも入れてもらえず、また、重度・中度の知的障害者のように障害者として理解されていないことから社会的援助も受けることができず、健常の人と障害者の狭間（はざま）に置かれ、社会的に適切な理解や援助が整っていないのが現状です。

1995年3月、文部省初等中等局長に提出された「学習障害及びこれに類する学習上の困難を有する児童生徒の指導方法に関する調査研究協力者会議」による「学習障害児等に対する指導について（中間報告）」の中で公表された「学習障害の定義」によると、「学習障害とは、基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する、推論するなどの特定の能力の習得と使用に著しい困難を示す様々な障害を指すものである。学習障害は、その背景として中枢神経系に何らかの機能障害があると推定されるが、その障害に起因する学習上の特異な困難は、主として学齢期に顕在化するが、学齢期を過ぎるまで明らか